

特定随意契約による役務の調達について

令和 4年 3月 6日

公益財団法人愛媛県動物園協会

(公財)愛媛県動物園協会が実施する特定随意契約の内容等を次のとおり公表する。

1 随意契約する内容

- (1) ①調達役務 遊具管理等業務委託契約
- ②役務の内容 園内設置の遊具管理や来園者対応などを実施する。
- ③実施場所 愛媛県立とべ動物園内
- ④契約書 下段に添付①
- (2) ①調達役務 園内自動販売機の管理他業務委託契約
- ②役務の内容 園内設置の餌自動販売機の餌補充などの管理他を実施する。
- ③実施場所 愛媛県立とべ動物園内
- ④契約書 下段に添付①

2 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

3 契約相手方の選定基準

高齢者等の雇用の安定等に関する法律により規定されているシルバー人材センターで、県内に所在する団体であること。

4 契約相手方の決定

予定価格以下で最低の見積をした者を契約相手方とする。

5 見積書の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

令和4年 3月21日(月)

(2) 提出先

公益財団法人愛媛県動物園協会 電話：089-962-6000

(3) 見積方法

随意契約する内容ごとに条件や期間等を基にして消費税込みで見積もること。

(4) その他

記載のない事項は、(公財)愛媛県動物園協会会計規程の規定によるものとし、不明な点は末尾記載のあて先に問い合わせること。

〒791-2117 伊予郡砥部町上原町 240 (公財)愛媛県動物園協会
TEL (089) 962-6000 FAX (089) 962-6194

業 務 委 託 契 約 書① (案)

令和 年 月 日

甲 伊予郡砥部町上原町240
公益財団法人愛媛県動物園協会
理事長 佐伯 要

乙

公益財団法人愛媛県動物園協会（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、別紙業務内容書に記載した業務（以下「業務」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、業務を乙に委託して乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、法令等に基づいて業務を実施するものとする。

（委託期間）

第2条 委託の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、別紙業務内容書に定めるとおりとする。ただし、乙が契約期間中に全業務を実施しなかった場合においては、甲は委託料の全部又は一部を支払わないことができる。

2 乙は、甲の業務完了確認後委託料の請求をするものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（業務中の事故）

第4条 業務の従事者に係る業務中の事故については、乙の責任において処理する。

（損害賠償責任）

第5条 甲及び乙は、それぞれの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲の委託業務の処理状況について、報告書の提出を求められたときは、速やかに報告書を作成し、提出しなければならない。

(契約解除)

第7条 契約期間中であっても、次の各号に掲げる事由のある場合は、甲は契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 甲が契約解除を申し出たとき。
- (2) 乙が契約に違反し、甲が契約継続を適当でないと認めたとき。
- (3) 乙に犯罪行為があったとき。

(定めのない事項の処理)

第8条 この契約に定めるもののほか、この契約に関し、疑義を生じた場合は、甲・乙双方協議のうえ処理するものとする。

(契約履行の原則)

第9条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

【 業 務 内 容 書 】

1, 遊具管理業務

- (1) 業務内容 園内設置の遊具管理や来園者対応他
(2) 業務時間及び従事人数 甲が指定する時間及び人員
(3) 業務場所 愛媛県立とべ動物園内
(4) 委託料 下記のとおり

1名1日当たりの単価（消費税及び地方消費税込）

業 務	単 価
遊具管理業務	円

2, 自動販売機管理業務

- (1) 業務内容 園内自動販売機の管理および餌やりイベント業務
(2) 業務時間及び従事人数 甲が指定する時間及び人員
(3) 業務場所 愛媛県立とべ動物園内
(4) 委託料 下記のとおり

1名1日当たりの単価（消費税及び地方消費税込）

業 務	単 価
自動販売機管理等業務	円